士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑤　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2)　証明者が指定確認検査機関の場合

①　「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の５第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の５第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

②　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

③　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

④　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の５第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の５第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事